

令和 8 年度 東京都一般任期付職員 採用 選 考 案 内

令和 8 年 7 月 2 7 日
東 京 都

東京都生活文化局都民生活部では、幅広く都民生活を支援し、都民サービスの向上を図るため、在住外国人向けの支援や各種環境整備などの多文化共生社会づくり推進事業といった多様な取組を進めています。

これらの取組を着実に推進するため、民間企業や自治体などにおける実務経験や専門性を活かし、即戦力として、我々とともに活躍していただける方を求めています。

本選考は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成 14 年法律第 48 号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成 14 年東京都条例第 161 号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員、受験資格等

- ◎ 期間を定めた任用であり、任期満了後の任用を保障するものではありません。
- ◎ 受験資格における実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や官公庁での派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- ◎ 東京都における主任とは、特に高度な知識又は経験を必要とする係員の職です。
- ◎ 勤務場所は、「東京都庁第一本庁舎 19 階南側（東京都生活文化局都民生活部地域活動推進課）」です。
- (※) 業務の状況等により、採用された日から 5 年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。

区分	職種・職層	採用予定人数	募集職に関する事業概要	業務内容	受験資格 (求められる経験・専門性)	人物像・望ましい要件	任期 (※)	職
79	事務・主任	1人	多文化共生社会づくりの推進に資するため、日本語を母語としない子供とその保護者の困りごとや相談に寄り添い、必要な情報や支援が行き届くよう、学校、地域、NPO、行政機関等が連携した体制の構築を目指しています。その一環として、日本語を母語としない子供等と関係機関との調整役となる多文化キッズコーディネーターを区市町村が設置する取組を支援しています。また令和8年度には、区市町村における日本語を母語としない子供の支援者の育成や支援体制の整備を後押しする研修事業を、区市町村と協力して実施していま	○日本語を母語としない子供への支援にあたり、区市町村における多文化キッズコーディネーター設置に係る以下の業務 ・多文化キッズコーディネーター等の外国人支援人材の育成に係る業務 (研修カリキュラムの企画、区市町村等との連絡調整、講師等の構成検討・選定等を実施。また、研修カリキュラムを検討・構築し、補助対象自治体支援の現場で検証しながら、PDCA サイクルで開発を進めていく。) ・日本語を母語としない子供への支援に関する研修に係る業務(区市町村等へのヒアリングの日程調整、ヒアリング内容の検討及び結果まとめ、区市町村	○民間企業等において、以下①・②いずれかのみを経験年数または①および②の経験年数の通算が、学歴区分に応じた年数以上(別表 <u>主任</u> の欄に記載の年数以上)あること ①多文化共生・国際交流に係る研修企画立案 ②外国人支援に係る人材育成または制度構築・運用を通じたマネジメント	・関係部署との連絡調整、事業実施に向けた企画運営、契約処理、予算執行、広報等の業務を上司の指示の下、適切・円滑に実施することができること ・簿記2級、FPの資格を有することが望ましい ・国際交流協会等で多文化共生に関する業務に携わった実務経験があることが望ましい ・PMP や CAPM などのプロジェクトマネジメント資格を保有することが望ま	令和8年11月1日から令和9年3月31日まで	都民生活部地域活動推進課(多文化共生推進担当)

			す。 さらに、災害時における被災外国人への支援を図るため、防災知識の普及や、一定以上の語学力を有する都民を語学ボランティアとして募集・登録し研修等の人材育成や訓練等への派遣を行うなど体制整備を行っています。	の取組事例の共有の方法検討及び実施) ・多文化キッズコーディネーター採用・設置に係る補助金の審査業務 ○その他、外国人支援人材の育成・管理に関する業務(外国人防災関係研修 等)		しい		
--	--	--	---	--	--	-----------	--	--

- ◎ 上記区分の受験資格を満たすこと。
 - ◎ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人は受験できません。
 - ◎ 民法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 149 号）附則第 3 条第 3 項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
 - ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
 - ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・教育公務員※¹
 - ・東京都職員（任期付職員※²、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和 8 年 10 月 31 日までに任期が満了する者
- ※ 1 教育公務員特例法施行令第 9 条第 2 項に定める教育公務員に準ずる者を含む。
- ※ 2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成 12 年法律第 51 号）に規定する任期付研究員をいう。

【別表】

学歴区分	必要な実務経験年数
	主任
・大学院博士課程又は修士課程の修了 ・大学（4 年制の大学）の卒業	5 年以上
・短期大学（2 年制以上の短期大学）の卒業 ・高等専門学校卒業 ・専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業数 680 時間以上のものに限る。）の卒業 ・各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	7 年以上
・高等学校の卒業	9 年以上

- 注 1 実務経験年数は、民間企業等の正社員、自治体等の常勤職員として従事した経験年数に限ります。契約社員や派遣社員、非常勤職員、嘱託職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。
- 注 2 実務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。
- 注 3 合格通知後 5 営業日以内に、最終学歴や実務経験年数等を確認するための要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（4「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。
事実が確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

2 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	申込書、職務経歴調書及び小論文(※)による審査 (※)小論文は、下表の課題について論じてください。
------	--

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考受験票を電子メールで送付します。また、第1次選考不合格者にもメールで通知します。

* 小論文課題

応募する職	課題
都民生活部地域活動推進課 (<u>多文化共生推進担当</u>)	課題式 (回答文字数：1,200字程度) 「これまでにあなたが民間企業、自治体等において組織の中で直面した課題及びその解決のために取った行動について具体的に述べた上で、その経験を活かし、都の <u>主任級職員</u> としてどのように外国人支援体制の構築に取り組むか」

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

3 申込手続

受付期間	令和8年7月27日（月）から令和8年8月14日（金）午後5時まで
申込方法	【必要書類】 申込みを行う場合は、下記の応募書類をメールにて提出してください。 ・ 申込書 ・ 職務経験調書 ・ 小論文 ※ 応募書類の記載内容により、受験資格や記載事項等の確認を行います。記載内容に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。 ※ 応募書類については、厳重に管理するとともに、記載された個人情報、東京都個人情報保護に関する条例に基づき、本採用に係る事務の範囲内で利用します。 ※ 各様式については、以下ホームページからダウンロードできます。 【URL】 https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/info/0000001798.html  【提出先】 以下のメールアドレスに送付してください。 メールアドレス： kanri_moushikomi(at)section.metro.tokyo.jp ※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at)を@に置き換えてご利用ください。 ※ メールで応募いただく際、添付データの容量が合計3MB以内となるようお願いいたします。応募を確認した後、受信確認の旨のメールを返信いたします。 ※ 本メールアドレスは受信専用メールアドレスです。受信確認等のご連絡は、異なるメールアドレスからの送信となります。 ※ <u>複数の選考を併願する場合は、いずれの選考についても申込みを行う必要があります。</u>

- ◎ 令和8年8月21日（金曜日）までに、第1次選考の結果が届かない場合は、下記問い合わせ先までお問い合わせください。
- ◎ 申込書類に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

4 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書（指定様式有）を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

提出の仕方についてはホームページ掲載の「卒業（修了）・在職証明書の提出について」をご覧ください。

5 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	令和8年8月21日（金）まで ※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。
第2次選考実施日	令和8年8月26日（水）～令和8年8月27日（木）のうち指定する1日 ※会場：東京都庁第一本庁舎（新宿区西新宿二丁目8番1号）
最終結果通知	令和8年8月下旬～令和8年9月上旬 ※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。

※ 電話等による可否の照会には応じません。

6 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として職務に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

職級	職務経験	初任給
主任	5年	324,000円

◎ この初任給は、令和8年3月31日までに職務経験の年数を満たしている人の例で、令和8年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）を加えたものです。

なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。

◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（１年間に 20 日、11 月採用の場合は 3 日付与）のほか、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都生活文化局都民生活部管理法人課管理担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 都庁第一本庁舎 19 階南側

【電 話】 03 (5388) 3164 (ダイヤルイン)

【メールアドレス】 kanri_moushikomi(at)section.metro.tokyo.jp

※ 迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を変更しております。お手数ですが、メール送信の際は、(at) を @ に置き換えてご利用ください。

※ 本メールアドレスは受信専用メールアドレスです。質問回答等のご連絡は、異なるメールアドレスからの送信となります。

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約 10 分
都庁前駅（都営大江戸線）直通